

無効審判の確定審決の第三者効の在り方について

1. 第29回特許制度小委員会における審議の概要

第29回特許制度小委員会では、特許法第167条の第三者効の規定について、維持・削除の両方の立場から、以下の旨の意見があった。

○実務上の問題について

- ・ 先の無効審判の審決が出ている場合、分析を行い、不足する証拠を補って無効審判請求をするというのが実務としての通例であるから、同一事実及び同一証拠に基づく審判請求を行うことはほとんどない。
- ・ 「同一の事実及び同一の証拠」の解釈には問題点がないとはいえないが、それによって大きな弊害は生じていない。

○憲法上の疑義（憲法第32条「裁判を受ける権利」が奪われているか）について

- ・ 同一の事実及び同一の証拠によって無効審判で争うことができなくとも、侵害訴訟における特許法第104条の3に基づく無効抗弁や、差止請求権、損害賠償請求権の不存在の確認の訴えなどによって争うことはできるから、裁判を受ける権利が奪われているということにはならないのではないか。
- ・ 特許法第104条の3の抗弁が可能であるから問題はないというのは筋が通っていないように考えられ、憲法上の疑義があるといえるのではないかと。

○侵害訴訟で無効抗弁が認められた後における特許原簿上の問題について

- ・ ある特許について無効審判請求不成立審決が確定していた場合、当該特許権侵害訴訟において特許法第104条の3に基づく無効抗弁が認められた後でも、先の無効審判と同一の事実及び同一の証拠によっては無効審判請求ができないこととなるから、実質的に利用できない特許が特許原簿上、残されたままとなって、特許権の安定という視点からは合理性を欠く事象が生じるのではないかと。

また、検討の方向を示唆する立場から、以下の旨の意見があった。

○判決の効果を第三者に拡張することの妥当性について

- ・ 民事訴訟において判決の効果が第三者に拡張されている訴訟類型（人事訴訟、会社の組織に関する訴訟、行政訴訟等）に倣い、判決の効果を第三者に拡張することについて強い必要性が認められるか、あるいは第三者の手続保障が実質的に確保されているか、という視点から検討し、その妥当性を総合的に判断してはどうか。

2. 検討の方向性

第29回の小委員会では、特許法第167条の第三者効の存廃は実務には余り影響がないとの意見が多かった。また、憲法上の疑義については見解が分かれた。一方、民事訴訟等において判決効の第三者への拡張が許容されている他の訴訟類型での考え方に倣い、判決の効果を第三者に拡張することについて強い必要性が認められるか、あるいは第三者の権利保障が実質的に確保されているか、という点を検討することにより、その妥当性を総合的に判断すべきではないか、という指摘があったことから、そのような訴訟類型である人事訴訟、会社の組織に関する訴訟、行政訴訟との対比を行うこととする。ただし、特許法第167条の第三者効は確定審決¹で用いられた事実及び証拠の一事不再理効であり、各訴訟類型において拡張される判決効とは異なるため、対比については参考としつつ、特許法の制度趣旨に即して検討する必要がある点には留意すべきである。

他方、指摘されている特許原簿上の問題に関連した論点の検討を行う。

3. 判決の効果を拡張することの妥当性の検討

(1) 各訴訟類型と無効審判についての整理

(ア) 判決効が拡張される場合とその必要性

民事訴訟における判決の効果は当事者のみに及ぶことが原則であるが、これを第三者にも拡張する場合には、まず、拡張することの強い必要性が認められなければならないとされている。人事訴訟、会社の組織に関する訴訟、行政訴訟では、所定の場合に判決効の第三者への拡張が許容されているが、これらの訴訟類型において、拡張が認められる場合と、その必要性をまとめると以下のとおりである。

訴訟類型	判決効が拡張される場合	拡張の必要性
人事訴訟	請求認容判決、請求棄却判決を問わず、本案判決が対世効を有する。 (人事訴訟法第24条第1項)	人の身分関係が当事者の間と第三者との間で別異に確定することは法的安定性の要請上適切ではないことから、判決の効果は当事者以外の者にも画一的に及ぶようにする必要がある ² 。
会社の組織に関する訴訟	請求認容判決のみ対世効を有する。 (会社法第838条)	会社等の団体の運営を円滑に行わせるためには、争いの対象となる法律関係や法律上の地

¹ 条文は「確定審決」とのみ規定されているが、無効審決が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとなるため、その後に無効審判請求をすることはできないから、無効審判請求不成立の審決があったときにのみ本条の適用がある（特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第18版〕』（社団法人発明協会）442頁参照）。

² 松本博之『人事訴訟法』232頁参照

		位の存否・内容を、それらに 与する多数の主体との間で画 一的に確定する必要がある ³ 。
行政訴訟	処分又は裁決を取り消す判決は対世 効を有する。 (行政事件訴訟法第32条第1項)	判決によって処分または裁決 を取り消した場合の効果は訴 訟の当事者と第三者との間で 区々になることは、法律秩序の 安定のため適当でなく、行政上 の法律関係は画一的に規制さ れる必要がある ⁴ 。

人事訴訟法

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 (略)

会社法

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

行政事件訴訟法

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 (略)

各訴訟類型のうち、人事訴訟については、人の身分関係については合一的に確定されるべきという法的安定性の面からの必要性があり、それ故、請求認容判決、請求棄却判決のいずれについても判決の効果が第三者に拡張されている。

会社の組織に関する訴訟では、法律関係等の安定のためにそれらを多数の主体との間で画一的に確定するという必要性から、法律関係等が変動する請求認容判決についてのみ、判決の既判力が第三者に拡張されている^{5 6}。

行政訴訟では、法律秩序の安定のために法律関係を画一的に規制するという必要性から、法律関係が変動する取消し判決の形成力が第三者に拡張されている⁷。

これに対し、特許法第167条について、その規定の趣旨は、「クロム酸鉛顔料事件」の最高裁判決⁸において、無効審判を請求する者それぞれに固有の、特許を無

³ 伊藤眞『民事訴訟法 [第3版3訂版]』527頁参照

⁴ 室井力ほか編著『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法 [第2版]』352頁。

⁵ 前田庸『会社法入門 [第12版]』76～79頁参照

⁶ 前掲注(3)伊藤『民事訴訟法』526～527頁参照

⁷ なお、既判力については現行法上規定がなく、第三者への拡張は困難であるとの見解が有力である(前掲注(4)室井『コンメンタール行政法Ⅱ』356頁参照)。

⁸ 最一小判平成12年1月27日民集54巻1号69頁参照〔クロム酸鉛顔料事件〕 特許法第167

効とすることについての利益と、特許権の安定という利益との調整を図るものである、とされており、特許権者保護の観点から無効審判請求不成立の場合に一事不再理効を第三者に及ぼすものとされている⁹。すなわち、「特許権の安定」や「特許権者保護」という、一応の必要性が認められる。しかし一方で、特許法第104条の3の規定制定後においては、特許法第167条の趣旨が特許権の安定にあるということは、特許原簿上の問題との関連で、合理性を欠くとの指摘もある。

(イ) 第三者に対する手続保障

判決の効果を第三者に拡張することについて必要性が認められる場合、さらにそのような第三者に対する手続保障が確保されているかが要求される。手続保障については、以下、4つの観点から検討する。

①職権主義の採用

真実の発見を確保するため、訴訟に参加している当事者の主張立証に完全に委ねることとしないで、第三者の利害も実質的に手続に反映されるようにする趣旨であり、概要は以下のとおりである。

人事訴訟	審理の方式において、職権探知主義が採用されている。 (人事訴訟法第20条)
会社の組織に関する訴訟	裁判所は職権により、書類の提出を命ずることができる。 (会社法第434条等)
行政訴訟	裁判所は必要があると認めるとき、職権で証拠調べをすることができる ¹⁰ 。 (行政事件訴訟法第24条)

人事訴訟法
(職権探知)

条の規定の趣旨につき、「同一の特許に対して複数の者が無効審判請求をすることは禁止されておらず、特許を無効とすることについて利益を有する者は、いつでも当該特許に対して無効審判請求をすることができるのであり、この特許を無効とすることについての利益は、無効審判請求をする者がそれぞれ有する固有の利益である。しかし、ある特許の無効審判請求につき請求不成立審決が確定し、その登録がされた場合において、更に同一の事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求の繰返しを許容することは、特許権の安定を損ない、発明の保護、利用という特許法の目的にも反することになる。そこで、特許法167条は、無効審判請求をする者の固有の利益と特許権の安定という利益との調整を図るため、同条所定の場合に限って利害関係人の無効審判請求をする権利を制限したものである」と判示している。なお、平成15年改正法以前の事件であるため、審判請求人適格は利害関係人である。

⁹ ほかに、このような考え方を示すものとして、瀧川叡一「オーストリア特許法における一事不再理規定の廃止」(三宅正雄先生喜寿記念『特許争訟の諸問題』、発明協会、1986年)636頁がある。ここには、「一事不再理規定の立法趣旨は特許権者の保護に尽きると解すべきである」との記述がある。

¹⁰ 行政訴訟はその結果が公益に影響する場合が多く、客観的真実を究明して審理・裁判の適正を図るという要請が大きい。この点で、行政訴訟には、訴訟の帰趨を当事者に委ねる弁論主義はなじまないところがあるために、職権審理主義を部分的に取り入れる必要が認められるとされる(前掲注(4)室井『コンメンタール行政法II』270頁参照)。

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならない。

会社法

(会計帳簿の提出命令)

第四百三十四条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

行政事件訴訟法

(職権証拠調べ)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

各訴訟類型のうち、人事訴訟においては、その判決は当事者のみならず、第三者の有利かつ不利にも効力を生じ、真実に即した判決が要請されているため、職権探知主義が採用されている¹¹。

一方、会社の組織に関する訴訟と行政訴訟においては、職権探知主義は採用されていないものの、職権証拠調べの規定があり、弁論主義に基づく審理を補完するようになっている¹²。

これに対し、無効審判の審理構造は当事者対立構造を採るが、弁論主義の適用はなく、職権探知主義が採用されている^{13 14} (特許法第153条第1項)。特許法第167条の規定との関係でみると、審決の理由で用いられた事実及び証拠について職権探知主義が発動されているか否かを検討すべきであるが、審理における職権探知の具体的運用の例として、無効審判請求人の主張する事実及び証拠に基づいては適切な無効理由が構成されないと認められる場合、複数の証拠の組み合わせを修正したり、周知技術を補完したりすることにより、適切な無効理由を構成することがあり¹⁵、審決の理由で用いられた事実及び証拠については、職権探知が十分になされたといえるのではないか。

特許法

(職権による審理)

第一百五十三条 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2、3 (略)

¹¹ 前掲注(2)松本『人事訴訟法』58～59頁参照

¹² 前掲注(3)伊藤『民事訴訟法』273頁参照

¹³ 中山信弘『工業所有権法 上 特許法 [第二版増補版]』262頁参照

¹⁴ 飯島歩「特許無効審判における一事不再理」(知的財産法政策学研究 V o 1. 16 (2007)) 274～275頁参照

¹⁵ 特許庁『平成15年改正法における無効審判等の運用指針』(平成15年11月) 124～125頁参照

②当事者適格の限定

適切な訴訟追行のために、当該訴訟に係る権利関係の当事者や、当該訴訟に利害関係を持つ者に、訴訟の当事者適格を限定する趣旨であり、概要は以下のとおりである。

人事訴訟	被告適格が当該訴訟に係る身分関係の当事者に限定される ¹⁶ 。また、原告適格も限定される。 (人事訴訟法第12条、第43条等)
会社の組織に関する訴訟	原告適格および被告適格が限定される ¹⁷ 。 (会社法第828条、第834条等)
行政訴訟	処分又は裁決の取消しを求めることについて訴訟を提起できる者は、法律上の利益を有する者に限定される。また、被告適格についても限定される。 (行政事件訴訟法第9条、第11条)

人事訴訟法

(被告適格)

第十二条 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。

2 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。

3 (略)

(父を定めることを目的とする訴えの当事者等)

第四十三条 子、母、母の配偶者又はその前配偶者は、民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

(以下略)

会社法

(会社の組織に関する行為の無効の訴え)

第二百二十八条

1 (略)

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この節において同じ。)又は設立する持分会社の社員等(社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。)

二 前項第二号に掲げる行為 当該株式会社の株主等

¹⁶ 被告とすべきものが全員死亡し、被告とすべきものがないときは検察官を被告とする。

¹⁷ 明文の規定がない場合は、対象となる法律関係について最も密接な法律上の利害関係をもち、その者による訴訟追行の結果が第三者を拘束するに足る原告適格者を解釈上定めなければならない。被告適格についても、明文の規定が設けられていない場合には、決議などの意思決定の主体である団体に適格が認められる(前掲注(3)伊藤『民事訴訟法』527頁参照)。

- 三 前項第三号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 四 前項第四号に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者
- 五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者
- 六～十二 (略)

(被告)

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 会社の設立の無効の訴え 設立する会社
- 二 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え（第八百四十条第一項において「新株発行の無効の訴え」という。） 株式の発行をした株式会社
- 三 自己株式の処分の無効の訴え 自己株式の処分をした株式会社
- 四 新株予約権の発行の無効の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
- 五 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え 当該株式会社
- 六～二十一 (略)

行政事件訴訟法

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 (略)

(被告適格等)

第十一条 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。
- 3～6 (略)

各訴訟類型のうち、人事訴訟においては、充実した訴訟追行のため、被告適格が訴訟に係る身分関係の当事者に限定されている。また、原告適格は、身分関係の当事者のほか、民法上規定される者¹⁸や、相続に関係する者に限定されている。

また、会社の組織に関する訴訟や行政訴訟では、被告適格は訴訟に係る行為や処分を行った主体、原告適格は利害関係人に限定することで、やはり充実した訴訟追行が企図されている。

これに対し、特許法においては、被請求人は特許権者である。一方、審判請求人

¹⁸ 婚姻取消しの訴え、実親子関係訴訟など。

適格については、平成15年法改正により異議申立制度を廃止し、公益的無効理由に基づく無効審判の請求人適格を拡大して異議申立制度が担っていた機能を無効審判に包摂させたことで、無効審判は何人も請求できることとなり、審判請求人適格は限定されなくなった¹⁹（特許法第123条第1項、第2項）。

この点、請求人適格が限定されていないことから、例えば侵害訴訟に関与していたり、侵害の警告を受けたりした利害関係人以外の者も審判請求をすることができることとなるが、このような者は当該特許権に関して利害関係がないことから、必ずしも適切な訴訟追行をなし得るとはいえず、第三者の利益を十分に保障するほどの充実した訴訟追行までは期待できないのではないか。

特許法

（特許無効審判）

第二百三十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項第一号又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。2、

3、4 （略）

③第三者の訴訟参加

訴訟手続の係属が第三者に知り得る状態になっており、利害関係を持つ第三者が共同訴訟参加や独立当事者参加によってその審理に参加できる機会を保障する趣旨であり、概要は以下のとおりである。

人事訴訟	被告適格者死亡時に検察官を被告として提起された人事訴訟においては、利害関係人は訴訟に参加できる。
------	--

¹⁹ 権利帰属（共同出願違反、冒認）に関する無効理由では利害関係人に請求人適格がある。

	(人事訴訟法第15条) 所定の場合にあっては、裁判所は利害関係人に訴訟の係属を通知する。 (人事訴訟法第28条)
会社の組織に関する訴訟	[訴訟係属の事実を第三者に了知させる公告に関する規定、及び、第三者の訴訟参加に関する規定は、会社法において、会社の組織に関する訴訟に関連して設けられていない。民事訴訟法第52条の規定により、共同訴訟参加することができる。]
行政訴訟	訴訟の結果により権利を害される第三者は、申立てにより訴訟に参加することができる。また、裁判所は、そのような第三者を職権で訴訟に参加させることができる。 (行政事件訴訟法第22条)

民事訴訟法

(共同訴訟参加)

第五十二条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

人事訴訟法

(利害関係人の訴訟参加)

第十五条 検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者（以下「利害関係人」という。）を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる。

2～5 (略)

(利害関係人に対する訴訟係属の通知)

第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合における利害関係人であつて、父が死亡した後に認知の訴えが提起された場合におけるその子その他の相当と認められるものとして最高裁判所規則で定めるものに対し、訴訟が係属したことを通知するものとする。ただし、訴訟記録上その利害関係人の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

行政事件訴訟法

(第三者の訴訟参加)

第二十二条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2～5 (略)

各訴訟類型のうち、人事訴訟では、利害関係人が訴訟に参加できるようにするため、裁判所から通知がなされる制度が規定されている。しかし、通知対象は限定的であるため、それから漏れた者（例えば、相続権以外のその他の身分上、財産上の利害を持つ者や、訴訟記録上では氏名等が明らかでない者（この場合、改めて裁判所として調査をすることは予定されていない））については、手続保障が図られて

いないのではないかと、との指摘がある²⁰。

会社の組織に関する訴訟については、会社法上、参加に関する規定がないため、民事訴訟法の規定により訴訟参加することができる。一方、旧商法では被告たる会社による訴え提起についての公告の規定があったが、平成16年改正で削除され、現行会社法では対世効を持ちうる訴訟における公告の制度が設けられておらず、また、民事訴訟法においても規定がないため、訴訟係属の事実を第三者が知ることは困難である²¹。

また、行政訴訟では、職権で利害関係人を訴訟に参加させられる制度が規定されている。

これに対し、特許法においては、無効審判が請求されたときは特許原簿に予告登録がされ（特許登録令第3条）、何人も書類の閲覧をすることができる（特許法第186条第1項）。また、第三者は請求人として審判に参加できる（特許法第148条）。すなわち、第三者としては、特許原簿に公示される事項により審判の係属を知り、参加をすることが可能であるが、特許原簿を自ら監視し続けることを強いられることとなる。

<p>特許法</p> <p>(共同審判)</p> <p>第三百三十二条 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(参加)</p> <p>第四百八十八条 第三百三十二条第一項の規定により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる。</p> <p>2 前項の規定による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。</p> <p>3 審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる。</p> <p>4 前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。</p> <p>5 第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。</p> <p>(証明等の請求)</p> <p>第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（第三項において「証明等」という。）を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保</p>

²⁰ 前掲注(2) 松本『人事訴訟法』82～87頁は、解決の方向として、通知の対象を広げることや、訴訟記録上、氏名等が明らかでなかったために通知がなされなかった者には判決効を及ぼすべきでないこと等を挙げている。

²¹ 前掲注(3) 伊藤『民事訴訟法』528頁は、対世効を認める以上、何らかの方法によって訴訟係属の事実を了知せしめることが適切であるとしている。

持する必要があると認めるときは、この限りでない。
 (以下、略)

特許登録令
 (予告登録)

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。
 一～三 (略)
 四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の請求があつたとき。
 五 (略)

④第三者による再審

訴訟に参加できなかった第三者を救済する方法を設ける趣旨であり、概要は以下のとおりである。

人事訴訟	[再審の規定は、人事訴訟法においては設けられていない。民事訴訟法の再審の規定による。]
会社の組織に関する訴訟	[再審の規定は、会社法において、会社の組織に関する訴訟に関連して設けられていない。民事訴訟法の再審の規定による。]
行政訴訟	自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加できず、判決に影響を及ぼすべき攻撃防御方法を提出できなかった者は再審を請求できる。 (行政事件訴訟法第34条)

民事訴訟法
 (補助参加人の訴訟行為)

第四十五条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時における訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。
 2～4 (略)

(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
 六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。
 八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

- 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。
2～3 (略)

行政事件訴訟法

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2～4 (略)

各訴訟類型のうち、人事訴訟と会社の組織に関する訴訟については、再審の特別の規定は設けられていないため、民事訴訟法の規定によって再審を請求することができる。再審事由は民事訴訟法第338条各号に掲げるものであり、訴訟手続に重大な誤りがあった場合などの非常の救済方法である。

一方、行政訴訟では固有の再審の規定が設けられている。これは、行政処分取り消しの効力が第三者に及んでその者の権利が侵害されることが生じ得るが、利害関係人が訴訟に参加することは可能であるものの全ての者が参加することは事実上困難であることから、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつた場合には再審を請求できるとして、第三者に自らの権利を防御する機会を与えたものである²²。ここで、「自己の責めに帰することができない理由」とは社会通念に照らして判断されるが、あくまで非常の救済方法と考えられる²³。

これに対し、特許法では第171条、第172条に再審の規定が設けられている。

第171条の規定は民事訴訟法の再審の規定と同様に、審判に参加する資格を有する第三者が、参加が可能な審判について再審の請求ができるようにされているものと解釈できる。また、この規定は、一事不再理に対する一定の場合の救済規定と考えられている²⁴。

²² 前掲注(4)室井『コンメンタール行政法Ⅱ』369頁参照

²³ 新山一雄「職権訴訟参加の法理(上)」(成城法学第61号、2000年3月)19頁では、「第三者の訴訟参加と第三者の再審の訴えは密接に関連してはいるが、あらためて強調するまでもなく、第三者の再審の訴えはほんらい行われるはずのないところで特別の場合にのみ認められる非常救済方法であり、原訴訟に訴訟参加できなかった第三者がつねに期待できる救済の途ではないのである。」としている。

²⁴ 前掲注(1)『逐条解説』452頁には、特許法第171条の趣旨につき、以下のように記載されている。「また、平成八年の民事訴訟法の改正に伴い、従来文理上疑義のあった、訴訟の結果につき利害関係を有する第三者は、補助参加の申出と同時に再審の訴えを提起することができるが、法文上明確にされた。特許法においては旧本条に規定されていたように、再審の請求ができるのは当事者に限られており、参加人(ここでは審判に参加する資格を有する者をいう。参加の形態については、一四八条一項及び一四八条三項を参照。)は再審の請求はできなかったが、特許法に再審制度が設けられ

一方、第172条の規定はいわゆる詐害再審の規定であり、審判の請求人と被請求人とが共謀してなされた審決により利益を害された者は、再審を請求できるとされている。旧民事訴訟法第483条に対応する規定であるが、現行の民事訴訟法には該当する規定はない。

したがって、特許法の再審の規定は、民事訴訟法の考え方を基礎としているが、現行の民事訴訟法と比べれば、詐害再審についてもさらに認められる規定となっている。

特許法

(再審の請求)

第七十一条 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法第三百三十八条第一項 及び第二項 並びに第三百三十九条 (再審の事由) の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第七十二条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(2) 必要性と手続保障に関する検討

(ア) 判決効が拡張される場合の必要性について

他の訴訟類型について、人事訴訟については、人の身分関係の合一的確定という強い必要性が認められる。また、会社の組織に関する訴訟では、法律関係等の安定のために、法律関係等が変動する請求認容判決の場合には多数の主体との間で画一的に確定するという強い必要性が、また、行政訴訟でも同様に、法律秩序の安定のために法律関係を画一的に規制するという強い必要性が、それぞれ認められる。

これに対し、特許法第167条では、「特許権の安定」や「特許権者保護」という必要性が一応認められるものの、特許法第167条の趣旨としては合理性を欠くとの指摘があることや、これらの要請から必ずしも一事不再理効が導かれるものでもないことから、必要性として強いものであるとまではいえないのではないかと。

た趣旨からして、参加が可能な審判については、その再審請求についても民事訴訟と同様の請求適格とすることが望ましいと考えられるため、民事訴訟法の改正に伴い、参加人も再審の請求ができることとした。すなわち、一四八条三項に規定される参加は民事訴訟法四二条の補助参加に相当するものであり、これについては民事訴訟法と同様に利害関係を有する者の事後的な救済を図るため再審の請求を認めることが適当と考えられる。また、一四八条一項に規定される参加については、利害関係人であれば無効審判を請求することも可能ではあるが、他の審判請求人が無効審判を現実に有力な証拠で請求していながら、再審事由となる手続の瑕疵などで無効を勝ち取れなかったような場合には、一事不再理が働くため、以後の無効審判請求が認められず、無効となるべき権利が存続してしまうことも想定されるので、再審請求により救済できるようにすることが望ましい。」

(イ) 第三者に対する手続保障について

これまでの整理から、手続保障の4つの観点について検討すると以下のとおりである。

①職権主義の採用について

特許法第167条の規定との関係では、審決の理由で用いられた事実及び証拠については職権探知が十分になされており、この面での手続保障はなされているといえるのではないか。

②当事者適格の限定について

利害関係人でない者が審判請求人となったときには、第三者の利益を十分に保障するほどの充実した訴訟追行をすることまでは期待しにくいことから、審判請求人適格を限定しないことは、第三者の手続を保障するものとはならないのではないか。

③第三者の訴訟参加について

無効審判制度では、無効審判の係属が公示されるが、通知まではされていないため、審判への参加を希望する者は、特許原簿の監視を強いられることとなる。したがって、各訴訟類型との対比で考えても、第三者の訴訟参加が十分に保障されているとまではいえないのではないか。

④第三者による再審について

特許法の再審制度は民事訴訟法の考え方を基礎としており、さらには、現行民事訴訟法にはない詐害再審の規定も設けられている。しかし、民事訴訟法とは異なる救済事由による再審の規定が設けられた行政事件訴訟法との対比でみれば、特許法における再審制度は第三者に確定審決の効果を拡張することに対する手続保障として十分とまではいえないのではないか。

以上のことを総合的に判断すれば、特許法第167条の規定に関し、第三者に対して一事不再理効を及ぼすことの必要性は強いとはいえず、また手続保障についても、当事者適格の限定、第三者の訴訟参加、第三者による再審の点に関し、他の訴訟類型に比して必ずしも十全であるとまではいうことはできないのではないか。このことからすれば、特許法第167条の一事不再理効は、「同一事実及び同一証拠」という限定された範囲ではあるものの、これを第三者にまで拡張することの妥当性を認めにくいのではないか。

4. 特許原簿上の問題に関連した論点について

1. に挙げた特許原簿上の問題が指摘されているところ、併せて先の無効審判と同一事実及び同一証拠によって無効審判請求ができないこと自体についても、公益上の問題が指摘される²⁵。

この点、特許権侵害訴訟において第104条の3に基づく無効抗弁が認められ、「特許無効審判により無効にされるべきものと認められる」ものと判断されながら、当該侵害訴訟の当事者以外の者に対しても同一事実及び同一証拠による無効審判請求が遮断されて、対世的に無効にする手立てを採ることができなくされており、さらには実質的に無効と判断されて利用できなくなった特許を何人も無効審判によって特許原簿より抹消させられないということは、公益上の観点から望ましいことではなく、許容すべきことではないのではないか。

5. まとめ

判決効が第三者に拡張されている各訴訟類型との対比に基づき検討を行ったが、特許法においては拡張の必要性、手続保障のいずれについても十分であるとまではいえず、拡張することの妥当性を認めにくいのではないか。また、特許法第167条の第三者効を削除しないままとすると、何人も無効審判により同一事実及び同一証拠に基づいて無効とすることができず、特許原簿より抹消させることができないという問題もなお残ることとなる。

以上を踏まえ、第三者効を廃止することによる影響はほとんどないとの指摘があることも鑑みれば、特許法第167条の第三者効については、削除としてよいのではないか。

²⁵ 第29回特許制度小委員会資料2の4頁「②無効審判の公益的機能」参照